

中小企業者の皆さまへ 中東情勢（緊急・特別）対応資金

信用保証料・利子の一部を笠岡市が助成します

笠岡市では、中東情勢の影響により経営に支障を受けている中小企業者の金融負担の軽減を図るため、岡山県の「中東情勢緊急対応資金」または「中東情勢特別対応資金」を利用された方に対して、信用保証料助成金および利子補給金を交付します。

◆ 助成の内容

区分	助成内容
信用保証料助成金	保証料率 1%を超える部分を助成 (1社当たり融資額 500万円を上限)
利子補給金	借入利率 1%を超える部分の支払利子を全額助成

※延滞利息など、市長が適当でないと認めるものは対象外です。

◆ 対象となる方（すべてに該当する方）

- ・市内に主たる事業所を有する中小企業者または企業組合
- ・中東情勢対応資金（緊急対応資金または特別対応資金）の融資を受けている方
- ・市税を滞納していない方
- ・暴力団員等でない方

※助成の対象は、緊急対応資金・特別対応資金のうち、1社につきいずれか一方のみです。

◆ 対象期間

区分	対象期間
信用保証料	【緊急対応資金】R8.5.1～R8.12.31 【特別対応資金】R8.8.1～R8.12.31 に実行された融資
利子	【緊急対応資金】R8.5.1～R9.2.28 【特別対応資金】R8.8.1～R9.2.28 に支払った利子

※対象となるのは、令和9年2月28日までに実際に支払いを終えた利子です。後払い契約等で同日までに支払っていない利子は対象外です。

◆ 申請期限

- ・信用保証料助成金 … 令和9年1月31日
- ・利子補給金 … 令和9年2月28日



←申請様式をダウンロード
(提出書類もこちらから
ご確認ください。)

お問い合わせ・申請窓口

笠岡市商工観光課

電話：0865-69-1166 / 0865-69-1188

笠岡市中央町1番地の1 受付：平日 9:00～16:30

※資金の借入に関するご相談は、市内の各金融機関へお問い合わせください。